

令和3年度 成年後見制度利用促進審議会 議事録

令和4年2月14日 14:00～15:30
玉野市役所 3階大会議室
司会：事務局

1 市長 挨拶

2 会長 挨拶

3 市による説明

- ① 玉野市成年後見支援センターの設置について
活動報告と成年後見制度利用ガイドについて紹介
- ② 地域連携会議の発足について
- ③ 玉野市市民後見人養成事業実施要項について（案）
- ④ 第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）について

4 協議する事項

<p>① 玉野市成年後見支援センターの設置について 活動報告と成年後見制度利用ガイドについて紹介</p> <p><u>委員意見</u></p> <p>(会長) パンフレット5ページの後見の同意権・取消権についての表が分かりにくいのではないか。</p> <p>(事務局) 表記の仕方について、わかりにくい部分があるかも知れない。いただいた意見をもとに次回パンフレット作成時に改善していきたい。</p> <p>(委員) 成年後見制度の相談に関して、包括で相談があった場合、簡単な内容説明は地域包括でも行い、より専門的な内容になると成年後見支援センターに繋げている。活動報告をみると市長申立件数が非常に多い。成年後見支援センターは虐待案件の対応も兼務しており、いろんな機能を高めていくことが大切。</p> <p>(委員) この制度は本人や家族が申立する場合、迅速にいかないことが多いが、成年後見支援センターが設置され細やかに対応、検討してくれて助かっている。</p> <p>(委員) 活動報告の申立件数をみると市長申立が多く、順調に活動できているのではないか。今後も市民のニーズに応え、進めていって欲しい。 2ヶ月に1回の割合でセンターの運営について検討する会議を開催してみてはどうか。</p>
<p>② 地域連携会議の発足について</p>

- (副会長) 今後は運営会議を開催し専門職も参加し意見交換をしながら運営してみてもどうか。
- (委員) 専門職が2人いるところはめずらしい。会議の開催が多いように思われるので、一度整理するのも良いと思った。
- (委員) 金融機関からの「後追いができていない」ことについて、今後どのような対策を検討しているのか教えて欲しい。
- (事務局) 金融機関からの紹介を受け相談に来られた場合は、本人の了承が得られた場合、金融機関に状況を伝えることも考えられるが、プライバシー保護の観点から今後も慎重に対応していく。
- (委員) 今年度の3名の市民後見人養成者について、どのようなかたちで選考されたのか教えて欲しい。
- (事務局) 今年度は3名以上の応募があったが、『後見人になったらどのような活動をしていきたいか』などを記入いただいたものをもとに書類選考で審査した。

③ 玉野市市民後見人養成事業実施要綱について (案)

委員意見

- (委員) 県や市の実務研修を受けた後、市民後見人として登録しないという想定はあるのか。研修受講後、登録の有無に関し、面接して決定する方法もある。市民後見人が活躍できるルートの確保を進めていって欲しい。
- (委員) 基礎研修にかかる受講料と研修参加に係る費用を市が負担してくれるのはありがたい。今後、追加研修を行い、充実して実務を進めていってほしい。年齢は20歳ではなく25歳の方がよい。
- (委員) 社協やパブリックなどに幾らかの補助を出し、出来るだけ早く市民後見人が実務できる体制作りが必要。
- (委員) 研修前の面接・研修後の面接など数回の面談を経て、市民後見人の養成の検討をして欲しい。
- (副会長) 登録抹消について、例えば、急に連絡が取れない場合、死亡した場合なども想定し、もう少し文書内容を補充した方が良いと思う。
- (委員) 地域連携会議も開催され、市民後見人の養成にも着手しよくやっている。地域に密着した利用者に寄り添った市民後見人養成事業に力を入れていただきたい。

④ 第二期成年後見制度利用促進基本計画 (案) について

委員意見

- (委員) 計画を実行していくのは大変。専門職との連携があるので、地道に進めて行かなければならない。
- (委員) 第2期に向け早い取組をしている。
- (委員) 日常生活自立支援事業のメリット・デメリットを理解してもらうよう玉野市社会福祉協議会で情報提供していく。成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携を図っていく必要がある。
- (委員) 今後は後見人の苦情等に対応できる体制作りを行い、後見人を支えていって欲しい。
- (副会長) 市民後見人に対する要求レベルを引き上げることで、市民後見人として担う人も減ってしまい調整が難しい。
- (家庭裁判所) 後見人の苦情について常時受け付けている。要望が強い場合は、来庁していただき一旦聞き取り、後見人と話し合い解決してみてもどうかと案内している。必要時は裁判所から後見人に状況を確認している。

5 閉会
健康福祉部長 挨拶